

第50回全国高等学校総合文化祭（あきた総文2026）

【郷土芸能部門大会】

記録写真の撮影・販売に係る説明書

1 趣旨

第50回全国高等学校総合文化祭（あきた総文2026）【郷土芸能部門】の運営に必要な標記役務を提供する業者を公募により選定する。

2 郷土芸能部門事務局

担当 江畑 邦彦

〒010-0521 秋田県男鹿市船川港南平沢字大畑台 42 番地

秋田県立男鹿海洋高等学校内

TEL 0185-23-2321 FAX 0185-23-2322

MAIL ebata-kunihiko@e-akita.ed.jp

3 選定方法について

記録写真の販売を目的とした撮影を希望する業者から企画書の提出を受け、その内容を総合的に評価し、郷土芸能部門部会長を代表とする審査委員会で業者を選定する。

なお、企画書は、仕様書を参考に作成すること。

企画書はA4判とし、形式は自由とする。

4 応募資格

<単独事業者の場合>

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 過去に本業務と同種の業務を実施した経験を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者、若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者、若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

<複数事業者による共同企業体の場合>

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) すべての構成員が<単独事業者の場合>の(2)及び(3)の条件を満たすこと。

(2) 構成員のいずれかが<単独事業者の場合>の(1)の条件を満たすこと。

また、第50回全国高等学校総合文化祭秋田県実行委員会(以下「実行委員会」という。)は代表者を対象として出店許可を行うため、その他の構成員については、代表者との委託契約により業務を行うこと。その場合において、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

5 物品販売の出店許可申請

審査により決定された業者は、「第50回全国高等学校総合文化祭(あきた総文2026)物品販売・役務提供取扱要領」第4のアに該当し、同要領に基づき、出店許可申請の手続き等を行うこと。

6 販売品への損失補償等の責任

実行委員会は、出店許可を承認したことに起因する損失補償等については、一切の責任を負わない。

また、商品の製造・販売は、全て業者の責任で行い、それらの行為によってその他の第三者に損害が生じたとしても実行委員会は一切責任を負わない。

7 仕様書及び説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

第50回全国高等学校総合文化祭(あきた総文2026)大会公式ウェブサイト
<https://akita-soubun2026.pref.akita.lg.jp/>

(2) 期間

令和8年1月30日(金)9時から2月27日(金)16時まで

8 質問の期間

仕様書及び説明書等について質問がある者は、令和8年1月30日(金)から2月6日(金)までの間において、郷土芸能部門事務局に対して、メールにより行うこと。

質問に対しては、原則として令和8年2月10日(火)までにメールにより回答し、その内容については、あきた総文2026公式ウェブサイトへ公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、郷土芸能部門事務局の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

9 企画書等の提出について

書類を郵送または持参により郷土芸能部門事務局へ提出すること。

(1) 提出期限 令和8年2月27日(金)16時必着

(2) 提出書類 企画書5部(任意様式)

第50回全国高等学校総合文化祭（あきた総文2026）

【郷土芸能部門大会】

記録写真の撮影・販売に係る業務仕様書

1 要旨

第50回全国高等学校総合文化祭（あきた総文2026）【郷土芸能部門大会】記録写真の販売を目的とした撮影を行う業者について、公募により企画書を受け付け、審査を行い選定する。

2 業務内容

上記大会における記録写真（集合写真を含む）販売に係る撮影から販売までの業務全般。

3 撮影日時・内容・場所

- (1) 撮影日時 ①本大会 令和8年7月28日（火）13:00～18:00（予定）
令和8年7月29日（水）9:30～18:00（予定）
令和8年7月30日（木）9:30～17:00（予定）
②生徒交流会 令和8年7月30日（金）14:30～15:30（予定）
なお、会場設営日は、7月25日（土）を予定している。
- (2) 撮影内容 ①本大会（各都道府県代表の演奏発表及び開閉会行事）
②生徒交流会（生徒委員企画による参加生徒との交流会）
- (3) 撮影場所 湯沢文化会館
〒012-0037 秋田県湯沢市字沖鶴103-1
TEL：0183-72-2121 FAX：0183-72-2123

4 撮影に関する仕様・留意点

- (1) 撮影内容について
全ての発表を撮影し記録すること。
また、開閉会式等大会本番以外の写真も適宜撮影すること。
演奏中のフラッシュ撮影は行わないこと。
- (2) 撮影機材と撮影場所について
①業務に必要な機材などの搬入・搬出は、郷土芸能部門事務局と相談の上、対応すること。撮影に際して、カメラ席を事前に確保し、審査員席などを考慮しながら郷土芸能部門事務局と相談して場所を決めること。許可した客席をカメラ席として使用し、三脚にて固定して対応し演奏演技の妨げになることがないようにすること。

②撮影はデジタル一眼レフカメラを使用し、多彩な角度から全景・個人抜きと満遍なくなく撮影すること。

5 大会資料・データに関して

- (1) 業務にあたり、必要な情報（プログラム内容や進行スケジュール、各団体の舞台の配置図・大会専用のデザインロゴやマスコットのデータ等）を提供する。
- (2) 発表順などの資料は、決定時に通知する。また、マスコットキャラクターなどのデータは、集合写真等のデザインにも使用し、大会のオリジナル性のあるものを作成すること。

6 販売ブースの設置

選定業者は、会場内に販売受付を設置することができる。

設置の有無と設置する場合の具体的な場所については、選定業者決定後、郷土芸能部門事務局と協議の上、決定するものとする。

7 予定販売価格の設定

- (1) 各サイズにおける予定販売価格の設定・提案をすること。
- (2) 大会終了後、販売見本を各出場校に無料で送付すること。

8 写真の提供

大会終了後、郷土芸能部門事務局に、記録・報道用として撮影した写真を無償で提供すること。

提供の方法等については、別途協議するものとする。

また、次年度開催の事務局などへも参考資料として提供すること。その他から依頼のあった場合には、郷土芸能部門事務局と相談し、許可を得てから協力すること。

8 費用について

本件に発生する費用（使用会場の物品販売手数料や出店に伴う会場使用料増額分を含む）は、全て選定業者の負担とし、第50回全国高等学校総合文化祭秋田県実行委員会（以下、実行委員会という。）は一切負担しないものとする。

自然災害、感染症の流行等により大会が中止又は延期となった場合に選定業者に発生した損失について、実行委員会は一切負担しない。

9 企画書の内容について

- (1) 記録写真の撮影内容について
- (2) 記録写真の画質・サイズ・仕様など

- (3) 記録写真の販売予定価格
- (4) 業務実施体制、スケジュール（納期）、過去実施実績
- (5) その他

10 その他

- (1) 本業務における成果物の所有権は、実行委員会への成果物の提供が完了したときに、実行委員会へ移転するものとする。本業務における成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は成果物の提供をもって実行委員会に譲渡されるものとする。また、著作権については、成果物に係る著作権者の著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
- (2) 本業務を安全・確実に実施するように努めるものとし、業務実施にあたっては、参加者等の安全確保を十分に図ること。
- (3) 選定業者に対して、協賛の依頼を行うことがある。
- (4) その他本仕様書に記載のない事項で必要な事項については、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

11 参考

第49回全国高等学校総合文化祭香川大会郷土芸能部門

参加団体数 55団体 出演生徒数 1,110人

※ 秋田大会は参加団体数 約55団体 出演生徒数 約1,110人の見込み。